回覧

/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

グリーン社会に資する省エネ型改修や新型コロナ感染対策に対応した改修も対象となります！

令和5年度

家族の“絆”応援 ～家族で支え合う、家を支える～

鹿屋市支え愛ファミリー住宅改修応援事業

～住宅のリフォームや耐震化補助により、安全で快適な住環境づくりを応援します！～

補助区分①

S56年6月以降に建築・着工した住宅
（「新耐震基準」住宅）

耐震性あり

改修応援補助金（リフォーム工事補助）

A：子育て世帯・B：高齢者等世帯	補助率 20%（上限 20 万円）
C：定住世帯	補助率 30%（上限 30 万円）
D：一般世帯	補助率 15%（上限 20 万円）

補助区分②

S56 年5月以前に建築・着工した住宅
（耐震性不足のおそれがある「旧耐震基準」住宅）

※必須 **耐震診断補助金** 補助率 2/3（上限 10 万円）

耐震性あり

倒壊する危険性が高い → **簡易耐震改修補助金** 補助率 1/3（上限 40 万円）

倒壊する危険性がある
倒壊する危険性が高い → **耐震改修工事補助金** 補助率 40%（上限 83.8 万円）

耐震工事後
または同時施工

改修応援補助金（リフォーム工事補助）

A・B：	補助率 30%（上限 30 万円）
C：定住世帯	補助率 30%（上限 30 万円）
D：	補助率 20%（上限 30 万円）

※：A 子育て世帯のうち三世代同居世帯は 10 万円加算

※：定住するために中古住宅を購入し改修する者のうち居住誘導区域内等の改修においては 10 万円加算

・居住誘導区域内等とは、鹿屋市立地適正化計画に定める居住誘導区域又は地域生活拠点維持区域内で詳細は鹿屋市 HP 参照又はお問い合わせください。

※ 昭和 56 年5月以前建築・着工の住宅は、耐震診断を受けることが条件です。

・耐震性有りの場合は、直接リフォーム補助が利用できます。

・耐震性不足の場合、耐震改修工事を行う場合に限りリフォーム補助が利用できます。

※世帯区分	A：子育て世帯	高校生以下（4月1日現在で 18 歳未満）の子どもが同居する世帯
	B：高齢者等世帯	65 歳以上の高齢者又は4級以上の身体障害者手帳、3級以上の精神保健福祉手帳、B1 以上の療育手帳の交付を受けている方が同居する世帯
	C：定住世帯	市外住民が鹿屋市に定住する目的で、中古住宅を購入して6ヵ月以内に改修工事を行う世帯
	D：一般世帯	上記以外の世帯

手続（事前申込・補助申請）

事前申込 ▶ 審査・結果通知 ▶ 補助申請 ▶ 補助決定・着工 ▶ 実績報告

事前申込	受付期間	受付会場	受付時間	補助申請期限
一次申込（先着順）※件数の範囲内で受付	令和５年５月８日（月）～31日（水）	市役所４階 建築住宅課	9：00～12：00 13：00～16：00	令和５年６月30日（金）（事業完了期限令和6年2月28日）
二次申込（先着順）※予算の範囲内で受付	令和５年９月１日（金）～12月20日（水）	市役所４階 建築住宅課	9：00～12：00 13：00～16：00	事前申込後１ヶ月以内（事業完了期限令和6年2月28日）

※事前申込書、登記事項証明書（取得日記入あり、3ヶ月以内のもの）の住宅の建築年月がわかる書類の写しを揃え、期間内に提出してください。

補助事業の内容（補助要件など）

補助区分①　昭和 56 年6月 1 日以降に建築・着工（「新耐震基準住宅」）

○専用住宅、併用住宅(居住部分)、集合住宅(占有部分)が対象
○居住者が所有する住宅
○対象工事費（主に住宅本体工事費）が 20 万円以上であること

改修応援補助金（リフォーム補助）

A：子育て世帯・B：高齢者等世帯
補助率 20%（上限 20 万円）
C：定住世帯 補助率 30%（上限 30 万円）
D：一般世帯
補助率 15%（上限 20 万円）
※耐震改修工事（区分② STEP 2-Ⅰ）を行う住宅は、補助率・額が異なります

補助区分②　昭和 56 年5月 31 日以前に建築・着工（耐震性不足のおそれがある旧耐震基準住宅）

○専用住宅、併用住宅（居住部分 1/2 以上）が対象　※集合住宅は対象外
○賃家も対象（所有者・居住者双方の承諾が必要）
○耐震診断・耐震改修（設計・監理）は耐震診断技術者※が行うこと

STEP 1
耐震診断補助
補助率 2/3
（上限 10 万円）

耐震診断結果（木造の場合）

評点（Iw）	地震に対する安全性
1.0 以上	倒壊する危険性が低い
0.7 以上	倒壊する危険性がある
0.7 未満	倒壊する危険性が高い

STEP 2 - Ⅰ
耐震改修工事補助
補助率 40%（上限 83.8 万円）
Iw 値を 1.0 以上にする工事

STEP 2 - Ⅱ
簡易耐震改修工事補助
補助率 1/3（上限 40 万円）
・Iw 値を 0.7 以上（かつ +0.2 以上）にする工事
・耐震シェルターの設置工事
・防災ベッドの設置工事

STEP 3
改修応援（リフォーム）補助へ

※耐震診断技術者 鹿児島県建築士事務所協会、鹿児島県住宅・建築総合センター等が行う講習を受講した建築士
○耐震診断のみ、耐震診断と耐震改修工事のみ行う場合も申請できます。

補助の条件（各区分共通）

補助対象者	○市内に居住及び住民登録しており、市税の滞納がない者 （耐震診断・耐震改修工事については、市内に住宅を所有する市外住民も対象）
補助要件	○補助申請後に、市から「補助金等交付決定通知書」が届いてから診断・工事を行い、事業完了期限までに完了し、２週間以内に市に実績報告を行うこと。 ○他の住宅関連制度と工事内容が重複していないこと。 ○申請する補助金ごとに、過去に市から同様の補助を受けていないこと
施工業者	○市内に本社、支社、営業所等を有する法人又は住所を有する個人業者で、市税の滞納がない業者が行うこと。

問い合わせ先
鹿屋市 建設部　建築住宅課（本庁舎４階）
TEL 0994-43-2111（内 3471）
FAX 0994-41-2936

《注意》
業者の対応に不安や疑問をもったら、すぐに契約せず、下記へ相談してください !!
・鹿屋市消費生活センター（0994-31-1169）
・住まいるダイヤル（0570-016-100）

★詳しくは、『申請の手引き』をご覧ください。 市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞや建築住宅課、各総合支所産業建設課で入手可能